

江戸三度飛脚問屋江戸屋飯塚家の系図、 過去帳について

藤村 潤一郎

一 江戸屋飯塚家

文政二年九月付「江戸三度飛脚問屋仲間仕法書 大坂之部」によると同年同月付、三度飛脚問屋中「掛板定法書裏」に問屋一〇名の名前がある。その内に江戸屋が三軒あり、江戸屋平右衛門、江戸屋九左衛門、江戸屋久右衛門で、久右衛門は休株である。飯塚家は九左衛門、久右衛門の二軒と関係がある。飯塚家には以下に述べる過去帳、家系全伝がある。それによる略系図が第一表である。なお代数は異なる場合があり、私が整理したものを記した。

二 過去帳

3
A 「過去帳」は、天保一四年仲夏叙、末尾に江戸屋飯塚九左衛門維重、江戸屋飯塚久右衛門昌近と奥書がある折本で、現在も飯塚恒久氏が使用

しておられる。署名は27維重、30昌近である。江九西店と江久の連名であるが、33 柳（隆）女に「此人當家有功ニシテ大徳存生楽極、當家八勿論於西店大切ノ尊靈也」とあるから、「過去帳」は江戸屋久右衛門家のものである。内容については後述するE、Fの項でふれる。

三 永代過去帖

- B 「永代過去帖、飯塚氏先祖代々霊」
- C 「永代過去帖、六親眷属一家諸精霊」
- D 「永代過去帖、油屋小左衛門先祖代々并一家諸精霊」
- B Dは寛政一一己未歳八月刊、書林大坂和泉屋善兵衛、小刀屋六兵衛、河内屋太助刊「永代過去帖」を使用している。
- Bは釈了円（12光仲）を「江戸屋両家元祖」として最初に記してい

る。記載年代の最後は嘉永二年である。なお27維重の娘志加女について、江戸屋久右衛門忲當家養子九左衛門娘」とあるから、この飯塚氏とは江戸屋九左衛門家である。

Cは寛政七年没、本嶽宗源信士（武川氏、俗名與兵衛、近江屋元祖）を「江戸屋元祖了円高恩祖、妙円（¹³隆文）養父江戸屋相続根元」とあるのが最初であり、この武川氏関係、8喜光とその後妻の実家柳屋関係、23光忠の実家川崎屋関係、西店四代目32喜昌の実家大和屋なども記載している。

この他に大坂屋については、「天明元辛丑七月八日、真心院常栄日受信士、俗名江戸大坂屋茂兵衛」、「文化九壬申年五月九日、真顔院妙栄日見、大坂屋茂兵衛妻、日受妻」、「寛政六甲寅年八月八日、本具院秋全日宗信士、日受養子、俗名大坂屋茂兵衛」、「寛政二年庚戌年七月二日、真客浄論信士、武蒔入ン川出生、江戸大茂手代森喜七、江源退転之節大坂誥番ニて死去」があり、江戸屋源右衛門については、「天明六丙午年九月十四日、釈教道、俗名善七、江戸屋源右衛門支配人則源右衛門名前人」、「天明六丙午年九月廿三日、穉雲通本信士、江戸屋源右衛門手代、俗名又兵衛」がある。これは大坂屋と江戸屋が相仕だからである。²⁾

また「文政六癸未年十二月廿五日、空良英武信士、支配人俗名武助、美濃国加茂郡伊深村武右衛門事」とあるが、江戸屋関係かは確認していない。

さらに「江戸三度飛脚開祖七人之内」として、次の六人がある。「寛

永十一年開発」とある。

「江戸屋弥兵衛先祖代々諸精霊」、後江戸屋源右工門、後平右衛門二替ル

「福田屋久左衛門先祖代々諸精霊」、後天満屋右衛門株二成

「多田屋徳右衛門先祖代々諸精霊」、後津田屋十五衛門株一円二成³⁾

「京屋佐兵衛先祖代々諸精霊」、「生玉中寺町菩提寺二石塔有」、「後江戸屋久右衛門株二成

「亀屋忠兵衛先祖代々諸精霊」、「後油屋小左衛門一円二成ル

「紙屋六兵衛先祖代々諸精霊」、後亀屋小左衛門一円二成ル、當時江戸屋九左衛門一円、最後に記載年代は弘化四年までである。

Dは最初に「寛文七丁未十一月七日、釈心斎、俗名油屋小左衛門、江戸三度定飛脚開祖七人之内、道修町三丁目住」とあり、前記六人と合計して七人になる。次に「正徳三年癸巳年十二月十四日、釈休甫、行年七十四才、俗名亀屋小左衛門、亀屋忠兵衛退転ニ付御得意引受家図改名、初油屋九左衛門、初名小兵衛」と、休甫妻がある。以下夫妻の夫を略記する。

「亨保十二丁未年十一月二日、釈教信、行年五十七才、俗名亀屋小左衛門」

「元文五庚申正月十一日、釈浄信、行年、俗名亀屋小左衛門」

「天明五己巳年十月六日、釈浄誓、中興開祖行年、俗名亀屋小左衛門」、なお妻釈智誓は享和二年一〇月四日没である。以下亀屋の家族と考えられる者があり、その他に次の者がある。

「亨保七壬寅年正月二日、釈妙教、亀屋小左衛門市岡新田之母」、

「元禄十六癸未年八月廿八日、釈妙秋、津村北之町紙屋六兵衛祖母」が

ある。これらは江戸屋九左衛門が亀屋、紙屋、油屋の後身だからだろう。

江戸三度飛脚の寛永一一年開発については、前記「江戸三度飛脚問屋仲間仕法書」も「寛永年中、飛脚家業致来候処」としている。大坂の飛脚問屋については延宝七己未歳七月吉日刊、難波隠士友月翁「難波鶴」に御城中御用聞江戸六日切本飛脚宿として福田や七兵衛、江戸屋久兵衛、京屋左兵衛、紙屋六兵衛、天満屋吉右衛門の五人がある。江戸六日飛脚宿として藤屋市兵衛、なたや長兵衛、ゑとや半兵衛、中嶋や門右衛門の四人がある。従って江戸三度飛脚問屋は江戸六日切本飛脚宿の後身だろう。

「大阪飛脚仲間記録」にある寛政二年戊子〇月付、三度飛脚問屋仲間「仲間銀株引當証文割印帳」に記載されている同年月付「定之覚」の署名者は尾張屋七兵衛、尾張屋吉兵衛、尾張屋惣右衛門、天満屋弥左衛門、江戸屋平右衛門、近江屋喜平次、津国屋十右衛門、天満屋吉右衛門、亀屋小左衛門、森田屋多吉の一〇人であり、次にある「仲間之内株書入証文年行司奥印仕候節、此帳面江押切印形可仕事」には江戸屋平右衛門は子(寛政四年)、江戸屋九左衛門は翌五年、江戸屋久右衛門は翌々年にみえている。

これらからすれば、開祖とはこの時点で江戸屋が開祖と意識した株と考えるべきである。記載戒名は享和二年迄である。

四 亀屋

化政期頃編纂と考えられる藤堂藩伊賀城代家老日誌「永保記事略」巻五に次の記事がある。

宝永七寅正月廿五日

一 和州御領下新口村小百姓四兵衛と申者、大坂町御奉行北条安房守殿御差留之儀、従古市奉行申越候事

四兵衛伴清八と申者六ヶ年以前大坂へ養子二遣し養父之家を継、亀屋忠兵衛と申候之処、金銀を盗取、遊女を請出し引連候致欠落、和州郡山上里村二親類方二隠れ居候所、大坂被召捕致入牢候付也

(朱)是八世俗二曰謂梅川忠兵衛ノ義也

右四兵衛儀、無何事御指戻し有之

但、齊金銀八被 仰付候趣也

これによると大和国十市郡新口村百姓四兵衛伴清八が亀屋の養子となり忠兵衛と称したが、宝永七年に事件を起している。

元禄九年四月刊「難波丸綱目」上之二の御城中御用聞江戸六日本飛脚宿に亀屋はないから、同年以後の開宿であり江戸三度飛脚開祖とするのは無理である。前記の通り油屋が退転した亀屋を引受けている。

延亨四丁卯孟春、志田垣與助撰、増補難波丸綱目「下之二の江戸飛脚屋一三人に紙屋はない。天明五年没、釈浄誓を中興開祖としている

のは紙屋を一円化したからではあるまいか。元禄一六年没、紙屋六兵衛祖母がCにあるのは亀屋が祀っており、江戸屋が引継いだと考えられる。

五 家系全伝

E 「飯塚家系全伝」

F 「飯塚家系全伝」

E、Fは卷子であり、Eは題簽に書名があるが、Fは空白になっている。両者を比較すると大差はないが若干相異がある。作成時記載分のみで、追加記載はない。両者共に弘化四年一二月一九日が最後の年代であるから、弘化五〇嘉永元年以後の作成である。前記の通りBは嘉永二年迄、Cは弘化四年迄である。Aは27維重、30昌近連名だが、27は天保八年没であり、30はE、Fによると同一二年に24維明の嗣子となり、弘化三年八月入家、同四年八月開店養家再興とあるから、両者連名は名目上のみであり、弘化四年以後作成と考えたがよいだろう。この点からもAは江戸屋久右衛門家のものである。

以上からすれば「過去帳」、「飯塚家系全伝」共に弘化末、嘉永初年の作成と考えてよいのではあるまいか。

つぎにFには27維重を「當家二代目」、28三代目九左衛門に「當家」とあるのでFはB、Dと共に九左衛門家のものである。とすればEはAと共に久右衛門家のものと考えられる。何故に九左衛門家の過去帳、家系伝が久右衛門家にあるかは不明である。E、Fを比較するとFの

方が正しい場合があり、E、FをAと比較するとAの方が正しい場合がある。

六 12光仲以前

飯塚氏は清和源氏本国甲斐とあるが、1昌盛の祖父昌氏は上野国新田郡飯塚村を領したが小田原落城後は北条氏直らの高野山登山に従った。父昌孝は徳川氏に仕え慶長五年旗下士、承応三年廩米三百俵で寛文元年没である。

1 昌盛は寛文元年綱吉台顔で、上野国飯塚村で采地三百石となったが、天和年中改易され播州明石で没した。

2 喜近は東都で流浪したが、父没後に明石屋のち大坂屋として江戸本材木町で材木問屋を営み、奴婢一〇余人を使用し、紀伊殿扶持人である。

3 喜則は父没後大坂で明石屋とあるが、商の内容は不明で、妻は大坂武川與兵衛富勝女である。

4 兼宗は2喜近の子供5伊勢女と結婚し飯塚姓であるから養子である。江戸室町飛脚問屋十七屋金兵衛とある。6喜衛は飯塚氏十七屋茂兵衛で江戸定飛脚問屋十七屋孫兵衛分家で室町二丁目に住み、天明八年一〇月二九日没である。従って十七屋の騒動に直面した筈である。

7 喜照は3喜則の長男であるが、2喜近の養子になっている。これは「養父喜近末代ニ至ルマテ同家ノ交リ厚カラン事ヲ慮リテ、喜照、喜光ヲ取力ワシテ相続セシム」とあり、以後も実施している。太郎兵

衛を襲名し大坂屋であるが、Aは明石屋としている。寛保年中に徳川宗尹に謁し、扶持人で隨士に准ぜられたとあり、江戸瀬戸物町住である。恐らく材木問屋であろう。

8 喜光は前記の事情で大坂の明石屋である。

9 兼道は8喜光の後後室松女と結婚した養子と考えられるが、Eは「実江戸同姓金兵工兼宗弟」、Fは「実父未詳一説曰飯塚金兵工兼宗男」とある。兼の字からすれば兼宗の縁者で十七屋に勤めていた人物ではあるまいか。

10 昌義は大坂新明石屋元祖であるが、十七屋金兵衛男で「是大坂宰領之元祖也」とあるから、明石屋は交通関係者の可能性がある。

11 宗春は金七郎で十七屋金七である。天明七年八月、安井宗二成胤（大江丸）「家声録」の明和三年に「十七屋新兵衛代り金七」、天明期に「近五、さく七、越孫三人之持成しか、金七、庄兵衛、宗七杯か取計不宜にや、凡三万両余之不足」とあるから金七は手代名だろう。宝曆三年に没している。

恐らく江戸の飯塚家は本家は材木問屋で、分家が十七屋の経営に従事していたと推測される。

七 12光仲

12光仲は8喜光の嫡子で母は相模女とある。7喜照の養子となり太郎兵衛である。Aは「喜光惣領、幼名太一良、中年庄兵衛ト改、江戸富山九右工門二相勤、同人退転後十七屋孫兵衛方二定飛脚問屋家業致

得篤、同処飯塚之成養子ト、改三代目大坂屋太良兵工ト、其後大坂江戸屋源右工門及衰微候二付、登同処二同人株引請、江戸養家惣領昌喜二相譲ル、於大坂二則江戸屋平右衛門、後三元祖江戸屋久右工門、光仲江戸屋九左工門ヲ分、於飛脚問屋二三都無双才者、行年五十七才、嗚呼可憐」とある。

江戸屋についてまだ理解できない点がある。前記Cの株移動と合致しない。具体的な事はE、Fの記述と対比して後述するが、江戸屋源右衛門は「家声録」には「江戸屋源右衛門、これは茂右衛門といひし跡也、此時之名前人八つの国や宗左衛門」、「大坂屋茂兵衛は江戸最初之飛脚屋、新川米店、ほしか店其外大店残りなきほと、大坂相仕は江戸屋源右兵衛、両かへ、ほしか一統に得意をもち、凡肩をならぶる者もなきほと之飛脚屋」、「江源の組合天王寺屋次右衛門」などの記事がある。江戸屋源右衛門は大坂の両替商、于鱗問屋を一手に引受ける大手業者であり組合である。撰津国川辺郡伊丹村小西家文書に次の文書がある。

請負申置証文之事

一 從江戸上方^并道中筋所々^江爲御登被成候金銀荷物御状其外不寄何、我々組中御請負申処実正也、御差図之方^江無相違相届可申候、然ル上は於當地請取印之儀は、大坂屋茂兵衛^并組中之者印形を以御渡可被下候、万一於道中紛失相滞儀御座候は、我々爲組中急度相弁早速埒明可申候、尤御用相勤候内は、何ヶ年も此証文御用ひ可被下候、爲後

日依^而如件

大坂内平野町

江戸屋平右衛門 印

同谷町式丁目

河内屋与次兵衛 印

同豊後町

若狭屋兵三郎 印

同権右衛門町

米屋平兵衛 印

同内淡路町巷丁目

江戸屋久右衛門 印

同豊後町

山城屋次 助 印

同谷町巷丁目

交野屋伊兵衛 印

同平野町三丁目

江戸屋九左衛門 印

大坂屋茂兵衛 印

小西利右衛門殿

これによると大坂屋茂兵衛以外の八人が組中である。この組中は島屋佐右衛門の組中と異なり、江戸三度飛脚問屋を含む組中と考えられるが、なお今後検証が必要である。大坂屋は相仕である。

光仲についてE、Fは江戸本町三丁目の薬店富山九左衛門^右で支配役太一郎として勤め金二〇〇両「引戻」とある。ついでEは7喜照が彼を迎えて家を継がせたが「商人ヲ好テ家ヲ去」り大坂に至るとし、Fは7喜照に一男が生まれたので大坂に去った。それで喜照が悲しんで没し、残された妻14寿賀女が21昌喜を産んだとしている。一男とは16喜春で明和七年一〇月七日没、戒名は源消童子だから生まれて間もなく没したのだろう。7喜照は同年閏六月一六日没だから、12光仲は同六年末か七年初めに大坂に去ったのだろう。

江戸では14寿賀女に相州三浦郡獅子穴村加藤三右衛門次男15喜智が土産金二〇〇両持参で同七年二月一八日に入家した。彼は同年三月五日に一橋治済に謁し元通り家督仰付扶持人になり、瀬戸物町に住し、奴婢七人を使っている。恐らく材木問屋だろう。

E、F共に12光仲の十七屋については全く触れていないが庄兵衛は前記の通り十七屋手代名だから、十七屋に勤めたと考えてよいだろう。

大坂では明石屋庄兵衛と称し、本町一丁目松屋町に瀬戸物屋を開き、奴僕五人を使っている。13隆女と結婚するが彼女は大坂近江屋武川與兵衛養女である。武川家は3喜則の庶室の里だろう。Bによると母方祖曾父は立売堀近江屋休兵衛別家與兵衛であり、Aによると実母は「當家ニライテ隠居、大切ノ仏ナリ末々勿鹿略」とあり、13隆女が重要

な役割をしているようである。

ついで瀬戸物屋を異母妹19民女に加州山田與四兵衛次男を養子に迎へ18喜包とし大坂四代目とする。18喜包についてはFは「兄光仲ヨリ瀬戸物店賜之、下男五人召仕繁昌ス、尤自身飛脚宰領令之、清直ノ人也」としている。恐らく明石屋か新明石屋関係者だろう。

12光仲は江戸屋庄兵衛と改名し、東町奉行所下宿の株を求めて浜側松屋町に間口八間、奥行一五間の家を構える。寛政元年八月に江戸屋源右衛門の飛脚株を求め、司馬(芝)兵三郎に金主(後見)を頼み、天王寺屋久治郎、吉本屋長兵衛、川崎屋伊三郎、明石屋平八、河内屋茂助(勘七)を始め二四〇二五人を召仕っている。この内で天王寺屋久治郎は前記「家声録」にある組合天王寺屋次右衛門の関係者か考証が必要である。川崎屋伊三郎は12光仲の異母妹17芳女が川崎屋嘉右衛門と結婚して産れた者で、西店元祖23光忠になる。明石屋平八は新明石屋二代目20喜久の子同三代目26喜基である。河内屋茂助は養女と結婚し24維明になる。

前記Cの天明六年没、江戸屋源右衛門名前人、支配人善七、同手代又兵衛は12光仲が既に天明六年以前から株について交渉していたのか、営業上で接触していたかは不明である。この飛脚株が組中全部か、組中株かと、前記江源退転と株引請の関係とは確認できない。

つぎにCの大坂屋茂兵衛関係について、天明元年没、日受、文化九年没、日受妻妙栄、寛政六年没、養子日宗については、文政一三寅年、利助「元祖ヨリ曆代¹⁶⁾業道発端旧記」(大坂屋茂兵衛記録一)に次

の通りである。

一六代目貞心院常栄日受と申八、大坂表組合之内小松屋清右衛門と申を養子智二取たる也、貞意と申烈女の養女おいさと申八深川熊井理左衛門殿娘也、御用達龜岡伊予殿妻女也、成長の後右六代目の妻女たり、いさ女後に法躰して妙栄尼と申、生涯実子なし、堀江町加藤次右衛門殿次男大次郎と申を十二才の頃養子して

一七代目本興院秋善日宗と申、此時代天明二寅年定飛脚問屋と極る、先妻八深川海部大工町辺より嫁し被申たる秋峯院と申八是なり。

但堀江町加藤江嫁されたる
おはん殿実母也

なお九代目が杉本茂十郎である。日受については「家声録」の元文四年早飛脚柳屋の項に「此時之江源八津の国や宗左衛門小松屋勘三郎へ譲りし也、此人又江戸へ下り大坂屋茂兵衛となる。其跡かめ屋善二郎也」とあり、清右衛門「勘三郎だろう」。

Cの大坂屋手代森喜七はAにも同様の記事があり末尾に「大坂源二右工門江戸屋一退転之砌二会所二而死ス、當人跡ノ支頼ム、依之記置」とある。江戸屋と大坂屋は相仕であり、株取得の時点、その後の引続事務上などで喜七は在坂していたのだろう。日受とは大坂時代に江源組合の伏見屋として接触していたかもしれない。

再びE、Fに戻ると、12光仲は寛政五年に大坂道修町三丁目龜屋小

左衛門の株を求め、江戸屋西店とし、江戸屋九左衛門と改めた。江戸にいる惣領21昌喜を妻子共に登らせ江戸屋東、西両店を与えようとしたが、江戸の家を継ぐ男子がないので辞退された。それで前記川崎屋伊三郎を弟と定め23光忠とし、同七年五月五日に西店を嗣させた。Fには「光仲仁義ノ志ヲ以テ、亀屋小左衛門ノ香華寺用之永ク西店ノ菩提所トシテ、香華ヲ絶サラシム故、葬長安寺」とある。

その後、紀州飛脚の株を取立て18喜包の子市太郎を12光仲、13隆女の娘宰女と結婚させ、養子22昌仲とした。Aに「當家分レ紀州飛脚問屋江戸屋與左衛門是ナリ」とある。享和四子ノ年頭、文化元子ノ八朔、同三寅八朔、同四卯年頭、河内屋太助刊「大坂袖鑑」に紀州飛脚、江戸屋与左衛門とあり、天保六未歳改正、正本屋利兵衛刊「大坂袖鑑」にはない。

つぎに内淡路町二丁目之家を営み男五、七人、女三、四人を召仕、江戸の21昌喜と申合せ、Fによると、正六日切早飛脚ノ株取立ントセラレ、名ヲ江戸屋久右衛門ト改ム、然ルニ此株成就シタラン時ハ、大坂同家業ノ者一統ノ難義ニ及候ヘハ、仲間中ヨリ歎キ申ニ依テ、是ヲ止ラル、其報ヒトシテ子孫永々仲間中ヨリ賄料差送ルベキ旨、寛政十二申年壬四月是ヲ定メ、親類ト雖トモ仲間並ニ九左衛門喜仲ヲ始、仲間連印ノ証文取之、隠居セラレ」とある。

賄料について傍証はないが、早飛脚については「家声録」の元文四年早飛脚柳屋の項によると、島屋と江源組が柳屋早飛脚を内淡路町に柳屋嘉兵衛名義の会所をたてたとある。同町の事でもあり、同組中だ

から柳屋と江戸屋久右衛門が競合するのだろう。江戸での21昌喜と大坂屋茂兵衛との関係は不明である。賄料で取止め12光仲は隠居し、用人の摂州有馬河内屋忠左衛門次男茂助を養女摂州伊丹浅山庄兵衛女伊予女と結婚させ、24維明として江戸屋久右衛門株を譲っている。

Cの江戸三度飛脚開祖では、江戸屋弥兵衛株が江戸屋源右衛門、後平右衛門に替り、京屋佐兵衛株が江戸屋久右衛門になっている。京屋株の移動については事情不明である。A「過去帳」が30昌近の手によるものとすれば、同人以前にB、D「永代過去帖」に相當するものが江久家に考えられるが、これは推測である。

安永四乙未初春、神崎屋清兵衛刊「大坂武鑑」には平野町一丁目江戸屋源右衛門、京や佐兵衛、亀や小左衛門があり、寛政一〇午改「大坂武鑑」には平野町江戸屋平右衛門、平野町一丁目江戸屋九右衛門があり、京屋、亀屋はない。享和四年、文化元年「大坂袖鑑」には内平の町江戸や平右衛門、平野町三丁目江戸屋九左衛門とある。京屋株取得は寛政一〇年以前であり、江戸屋源右衛門、平右衛門株は連続しており、江戸屋久右衛門株は不記載である。前記の通り文政二年には江戸屋久右衛門は休株である。早飛脚「取立」を計画して改名とあるが、京屋株取得との事情は不明である。

八 12光仲以後

新明石屋二代目20喜久についてFに「喜久是ヲ大坂柳屋宰領ノ随一ト云リ、但シ養父平六ノ緒タルベシ」とある。これは早飛脚柳屋の宰

領である。なお第一表に表示しなかったが、孫の瓶吉は東町奉行下宿近江屋九兵衛の養子九郎兵衛である。12光仲も下宿の時期がある。飛脚業との関係は不明である。

21昌喜は文化三年江戸火災で倉二棟が焼失し家産を焼亡した。江戸七代目31昌智は天保一〇年水戸の斉脩卿に拜謁、後に内藤弾正正哲の藩中に住すとあるが、Fには「運傾キ深川海辺大工町二寓居」とある。

江久二代目24維明は天保四年没、同三代目29維義は同一〇年没である。30昌近は前記の通り弘化三年入家、翌四年安土町開店養家再興である。この間についてAは浅山庄兵衛が「昌近在府中ユへ當家ニ有テ万支真実世話イタシ」としている。

江九（西店）元祖23光忠は文化四年没、二代目27維重は天保八年二八才で没し、同人妻に23光忠妻の甥大和屋新庄市次郎を養子に迎え28三代目としたが、二五才で同九年没である。それで27維重娘寅女に使用人（大和屋藤兵衛悻）藤七を養子にして32喜昌とした。寅女は嘉永二年に没し四才の娘が残った。32喜昌は安政四年没である。以後は明らかでない。

文化元年「大坂袖鑑」には内平野町江戸屋平兵衛、平の町三丁目江戸屋九右衛門とあり、文化三、四年、天保六年、同八西歳改正、同九戌歳改正「大坂袖鑑」、同一子歳改正^{天保改正}大坂袖鑑」には内平の町江戸屋平右衛門と平の町三丁目江戸屋九左衛門のみがある。恐らく文化天保期に江九家は手代が実務を担当したのではあるまいか。江久家24維明の動向は不明である。

「大阪飛脚仲間記録」にある嘉永七寅年一月十五日「仕立状仕法約定書」には江戸屋平右衛門、江戸屋久右衛門、江戸屋九右衛門がある。安政二卯年一月「約定書」も同様であるが、慶応四戊辰年八月「御一新改正仲間規定調印」と、明治三庚午年一月、定飛脚問屋組中「合併仲間議定」には江戸屋平右衛門代判（柳屋）惣兵衛、江戸屋久右衛門がある。

弘化四年開店再興した江久家は続いたが、江九家は安政年間に休業か廃業ではあるまいか。内国通運会社（陸運元会社）「明治七年一月より同八年四月迄株高調」²¹には大坂飯塚久右衛門、同竹畑平右衛門が各一〇〇〇株である。

前記寛政二年「仲間銀株引當証文割印帳」は明治二年正月迄使用されており、江久家は寅^{寛政六年}九月、嘉永七寅年六月、文久元酉年一〇月、江九家は丑^{寛政五年}四月、嘉永七寅年一二月の記事がある。江九の最後の記事は次の通りで、面を毀っている。

江戸三度飛脚問屋株質入証文之事

一平野町三丁目江戸屋九左衛門商売致居候江戸三度飛脚問屋^并名株帳面者不及申二、仕似世得意方有姿之俛、此度其元殿^江銀六拾壹貫八百目質物二差入、則銀子慥二受取申候処実正也、然ル上者巷ヶ月二利足四朱式百四拾七勺式分宛毎月相渡し可申候、仲間用事諸人用等者此方二^而相勤メ可申候、尤来ル卯七月限返済可致候、万一相済不申節八右飛脚株帳切致相渡可申候、其外諸帳面

商売仕似世有姿之俣御得意方御屋敷方不及申、不残同時二無相
 違譲り渡し可申候、以来此商売仕間敷候、爲後日飛脚商売一式
 質入証文仍^而如件

嘉永七甲寅年

江戸屋

七月

九左衛門

前文之通相違無之候二付奥印致候、以上

此分嘉永七寅年八月

江戸三度飛脚問屋

江戸屋九左衛門殿^ノ永代讓渡し

年行司

相成申候、別冊業跡名切替印形帳へ

尾張屋

相印有之候

惣右衛門

憲法屋太兵衛殿

江戸金吹町播磨屋中井家文書⁽²²⁾の癸卯天保一四口正月吉日「改四拾貳
 番日記」にある「天保十三寅年十二月十九日^ノ同十四卯年十二月四日
 落着飛脚屋一件書留」によると、江戸の定飛脚問屋大坂屋茂兵衛と伏
 見屋五兵衛は播磨屋新右衛門から「吉分銀銀座御役所包封印之俣」金
 三〇〇〇両を請負ったが、借金返済のため封印切りをし、天保一四年
 一二月四日に一件落着仰渡があり、西河岸町勇助店大坂屋茂兵衛と同
 人方同居伏見屋五兵衛後見仁平は「存命候八、引廻し之上死罪」、西河
 岸町家主勇助は「右茂兵衛仁平申聞候迎、新右衛門方^江差出候手強キ書
 付^江印形致候段、不埒二付敵敷叱り」、大坂飛脚屋平右衛門召仕は「右
 同様書付^江印形致候段、不埒二付存命二候八、敵敷叱り」となった。大

坂屋は欠所になった訳である。

つきに年月欠「江戸飛脚出日定」⁽²³⁾には、京都三条通堺町角江戸屋新
 三郎、江戸日本橋呉服町江戸屋仁三郎、大坂内平野町江戸屋平右衛門
 とある。大坂屋が江戸屋仁三郎に代っている。江戸屋仁三郎の開業に
 ついては、相模国大住郡土屋村原家文書に年月欠、江戸日本橋呉服町
 定飛脚江戸屋仁三郎「乍憚口演」⁽²⁴⁾がある。この口演は同家文書の嘉永
 元年分請取入の内にあつたから、同年以前の開業だろう。この事と
 30昌近の弘化四年安土町開店養家再興との関連を考えなければならな
 いだろう。

明治三千年一二月付「会社規則之事」⁽²⁵⁾には江西村仁三郎とあるから、
 江戸屋でも飯塚家江戸六代目31三之丞昌智ではない。なお西村仁三郎
 は陸運元会社株主でない。

京都については自明治六年至七年中、京都府「政治部郵類補遺駅伝第」⁽²⁶⁾
 にある明治六年一月一八日付、長谷京都府知事宛（東国筋定飛脚渡世
 之者）「乍恐以書付奉願上候」の署名者に下京第四区三条通堺町東へ入
 榎屋町堀尾新三郎がある。これが江戸屋新三郎だろう。彼は陸運元会
 社一〇〇〇株主である。堀尾と飯塚家の関係、何故に江戸屋名義で三
 都が統一されたかは不明である。

(1) 児玉幸多校訂「近世交通史料集」七巻四五三頁。

(2) 「同右」七巻一五頁。

(3) 「家声録」(「同右」七巻三三頁)には宝暦二年多田屋一円引取とあるが、
 島屋の引取にふれていない。

